

機関保証制度の健全性の確保に向けた取組の方向性

参考資料 財政制度等審議会 財政投融资分科会
(平成24年11月20日)参考資料より抜粋

- 機関保証制度は、奨学生が自らの意志と責任において高等教育機関において学ぶことができるよう設けられた重要な制度であり、制度の健全性・持続性を確保していくことが必要。
- 奨学金規模の増大、機関保証加入率の増加に伴い、今後、保証機関における求償権の回収促進が必要と認識。今後、保証機関における求償権の回収状況等も見極めつつ、例えば、以下の取組事例について必要な検討を行い、制度の健全性等の確保に向け適切な措置を講じる。

○保証機関における求償権の回収促進策等（取組事例）

・ 現行の保証制度に加え、機関保証と人的保証(父母等＝連帯保証)を組み合わせた制度の検討

➢ 制度の検討に当たっては、奨学生のニーズの確認や外部専門家等による保証料の設定等、十分な検証が必要。

・ 保証機関における回収体制の強化

- 保証機関の職員の計画的な増員の取組。
- 機構との人事交流を活発化し、債権回収のノウハウの共有・蓄積を図る。

・ 法的措置(強制執行を含む。)の導入

➢ 「法的措置」の導入による回収の強化。

・ 保証機関におけるサービスの有効活用

➢ 機構において取得した個々の債務者情報を保証機関が委託するサービスへ提供するなど、機構に蓄積されたサービス活用のノウハウを提供することによる、回収の効果・効率を向上。